

ゆめみのり

南島原市農業委員会だより 令和5年6月発行

限られた刻

初夏を彩る咲花

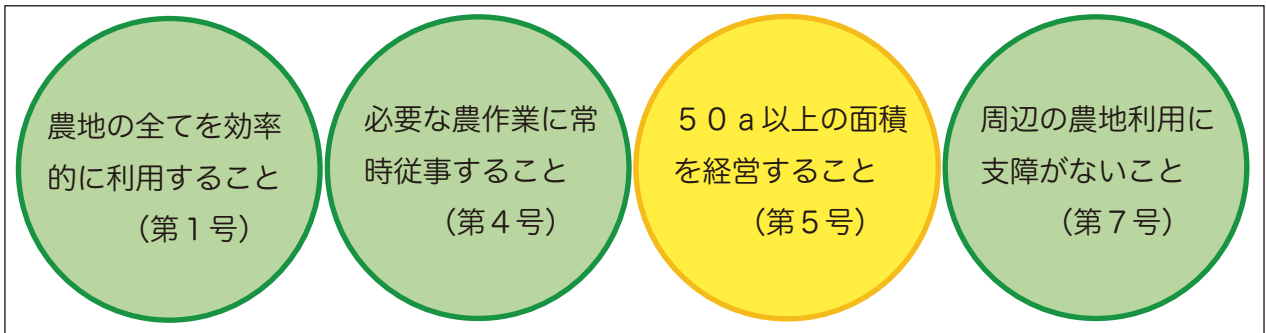
写真は、南島原市の基幹作物の一つである「葉タバコ」の花です。ナスやトマトと同様に、葉タバコにも綺麗な花が咲きます。しかし、主役である葉に十分な栄養を行き渡らせるため、花は咲くと同時に切り落としていきます（これを「心止め」といいます）。

1月に種まきし生長した葉タバコは、このあと6月頃から収穫がはじまり、7月乾燥、10月頃出荷となっていきます。（参照：JTホームページより）

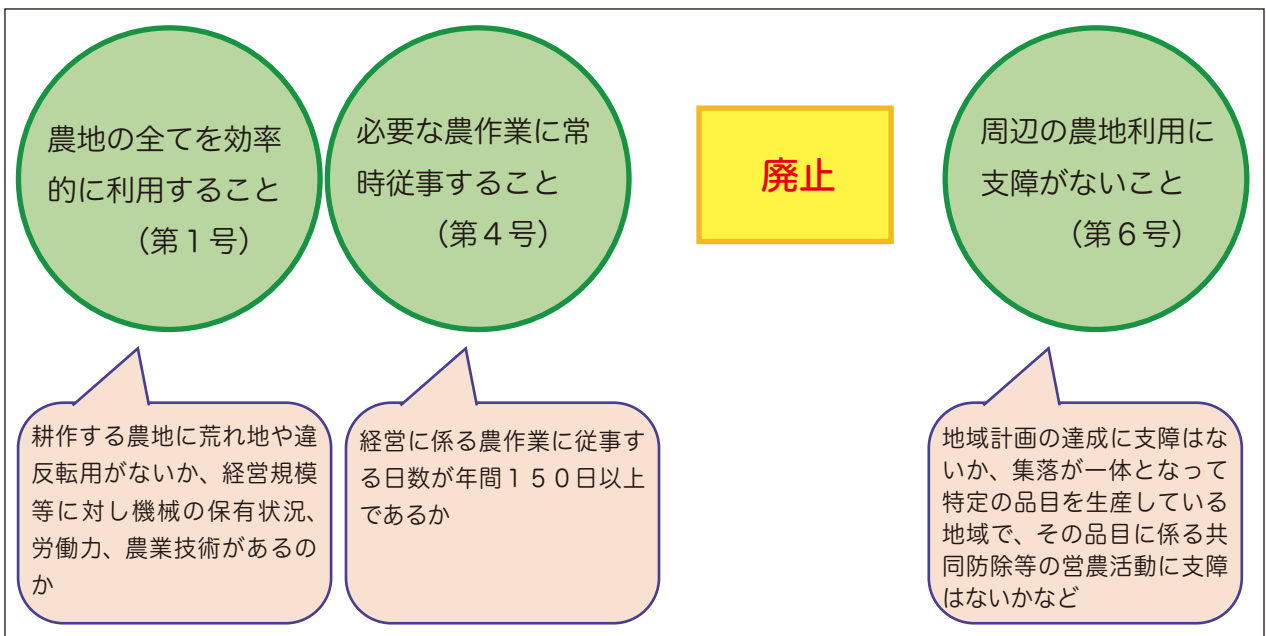
農地法第3条の改正について

認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入される方への農地等の利用を促進する観点等から、**下限面積要件が廃止されました。**

改正前の取得要件



改正後の取得要件



○補足

【第1号関係】(農地の全てを効率的に利用すること)

権利取得者が権利取得後の農業経営について、既に耕作権がある農地と新規で権利を取得する農地を含めた全ての農地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことが要件となっています。

よって、上記の全ての農地を利用しない計画の場合は、**資産保有目的・投機目的**等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、**許可することができません。**

【第6号関係】(周辺の農地利用に支障がないこと)

地域計画の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得については、許可することができません。

特に地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされていることから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断がなされます。

農家相談所を
開設しています

★令和5年7月6日(木)・8月3日(木)・9日7日(木)★

(場所：南島原市役所 加津佐支所 時間：午前9時～正午)

「南島原市農地等の最適化の推進」に関する意見書を市長へ提出しました

農業委員会では3月の総会において、「農業委員会等に関する法律」第38条の規定に基づく農政に関する提案をとりまとめ、令和5年4月11日（火）、松本市長へ提出し意見交換を行いました。

意見書の概要項目は以下のとおりです。

- ① 新規就農者の営農定着に向けた支援等
- ② 農業基盤整備（区画整備、農道改良等）の推進について
- ③ 耕作放棄地解消対策について
- ④ 肥料や資材、飼料高騰に対する支援について
- ⑤ 女性農業者の活躍推進について
- ⑥ スマート農業の推進について
- ⑦ 有害鳥獣対策について



農業経営農業基盤強化促進法が一部改正されました（令和5年4月1日施行）

～農地を農地として権利設定・移転（貸借・所有権移転）する手続き～

（今まで）

1. 農地法第3条に基づく許可申請
2. 農地中間管理（農地バンク）事業
3. 利用権設定等促進事業

（これから）

1. 農地法第3条に基づく許可申請
2. 農地中間管理（農地バンク）事業
3. **（廃止）**

◎ただし、「地域計画」（※）が策定されるまでは、今までの「3. 利用権設定等促進事業」を利用できる経過措置があります。（最長2年間：令和7年3月末まで）

※「地域計画」… 人・農地プランが法定化により「地域計画」になります。

農業従事者の高齢化や担い手不足が心配させる中、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業をしていくのか、地区の話し合いに基づき農地の集積・集約の未来図をまとめる計画です。



（上記法改正に伴い）

《 南島原市農用地有効利用促進対策事業補助金を終了します 》

南島原市では、農地の有効利用と遊休農地の解消を図ること、また、担い手農家の育成確保、農地保有の合理化及び有効利用等を目的に、市内の認定農業者又は農地所有適格法人が、「利用権設定等促進事業」の手続きで6年以上の賃貸借権設定を受けた借受者に対して補助金を交付していましたが、今回の法改正による「利用権設定等促進事業」廃止に伴い、経過措置により手続きができる期間内の令和5年12月受付分までで終了します。

今後は、新たに策定されます「地域計画」に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

6月末まで！農業者年金「現況届」をお忘れなく！

農業者年金を受給している人は、6月末までに「現況届」を提出することになっています。提出がない場合、年金が一時的に差し止められます。現況届は、農業委員会事務局または市役所各支所に忘れないように提出してください。※現況届は5月末までに農業者年金基金から自宅に郵送されています。

農業者年金に加入して女性の会に入りませんか！

4月28日（金）に第17回南島原市農業者年金女性の会総会と学習会を開催しました。学習会は、南島原市消費生活センターの消費生活相談員の吉田さんによる「知って得する！クーリング・オフ」講座で、そもそも契約とは？から始まり、クーリング・オフができない契約があることや、実際に書面を作成しながらクーリング・オフの手順を学びました。会員の中には相談事例と同じ電話がかかってきた人もおり、他人事ではないことを実感しました。



【今後の予定】

7月 学習会 9月 視察研修

12月 生花教室・年金学習会

学習会は、自分磨きや食に関することなど多種多様です！女性の皆さん農業者年金に加入して一緒に活動しませんか？

【問い合わせ先】 南島原市農業委員会 ☎0957-73-6612

みよこさんのレシピ

弁当・おつまみに Good!

旬のアスパラを巻いた簡単春巻き

とにかくパパッと簡単に作れて、子どもから大人まで大人気の簡単春巻き。季節に応じてアスパラをインゲンや大葉などに変えているようなアレンジが楽しめます。

<材料>(2人前)

- ・春巻きの皮 4枚
- ・スライスハム 4枚
- ・スライスチーズ 2枚(1枚を半分に切る)
- ・アスパラ 4本(1本を2~3等分に切る)
- ・サラダ油

<作り方>

1. 広げた春巻きの皮にハム、チーズ、アスパラの順に重ねて巻いて包む。
2. キツネ色になるまで油で揚げる。(目安として170度)
3. 揚げた春巻き1本を半分に切る。



発行

南島原市農業委員会

南島原市有家町山川58番地1 TEL 0957-73-6612

南島原市農業委員会

